

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事

答 弁 書

令和3年11月9日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

〒900-0025

那覇市壺川3丁目5番地6 与儀ビル2階

ゆあ法律事務所（送達場所）

被告訴訟代理人弁護士 池 田



同 高 橋 大

電 話 (098) 834-9820

FAX (098) 834-1010



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 請求の原因に対する認否・反論

- 1 1項について

(1) (1)について

原告らのうち、証拠（甲1）が提出されている原告上原義雄、同平安座唯雄及び同錦古里正一が沖縄県監査委員に対し監査請求を行い、却下された事実は認めるが、その余の原告らについては認否を留保する。

その余の原告らについて、証拠の提出がないため沖縄県監査委員会へ問い合わせたが、監査請求を行った者の氏名は回答できないとのことであったため、認否できない。

なお、証拠上、原告らが出訴期間内（地方自治法242条の2第2項第1号）に本訴を提起しているかについて必ずしも明らかでないため、原告らにおかれては、その点を明らかにして頂きたい。

(2) (2)について

概ね認める。

(3) (3)について

沖縄美ら島財団が首里城の公園の指定管理者に指定され、平成31年2月から施設の運営管理業務を行っている点は認める。

2 2項について

(1) 首里城公園の所有権が国にあるとの主張は不正確である。

首里城公園は、城郭内の国営沖縄記念公園首里城地区と城郭外の県営首里城公園から構成されており（乙9、6頁、12頁、42頁）、前者は国が設置者となっており、後者は県が設置者となっている。

なお、城郭内の国営公園は無料区域と有料区域に分かれている。そのうち有料区域については、平成31年1月まで都市再生機構（UR）が管理許可を受けて管理し、沖縄美ら島財団に対し営業契約により管理を委託していた（乙9、42頁）。その後平成31年2月1日から沖縄県が管理運営を行うことになり、沖縄美ら島財団が指定管理者に選定されたものである。

無料区域は、従前から沖縄美ら島財団が国からの管理委託を受けて管理運営しており、さらに城郭外の県営公園区域についても平成4年から沖縄美ら島財団が管理委託ないしは指定管理者として管理運営している。

- (2) 入場料収入額については、どの年度の事業計画に基づくものか不明であり、根拠資料も証拠として提出されていないため、認否を留保する。
- (3) 沖縄美ら島財団が、城郭内の国営公園（有料区域）について、入場料収入を得ている事実や、施設の運営管理業務を行っている点は認めるが、施設の修繕や防災、維持管理に関する必要な業務の一切の責任を負っていたとの主張は否認する。

後述するとおり、国と沖縄県との実施協定や沖縄県と沖縄美ら島財団との基本協定書などで、新たな設備の設置や100万円を超える修繕は沖縄美ら島財団の責任とはなっておらず、沖縄美ら島財団が防災や施設の維持管理に関する一切の責任を負っていたわけではない（乙2、乙6）。

3 3項について

- (1) 火災の状況などについて、施設を管理運営していた沖縄美ら島財団が本件訴訟に参加すれば詳細な認否がなされ、被告もそれを前提に認否を検討することになるため、現時点では原告らの主張の根拠となっている再発防止検討委員会の再発防止策等報告書（以下「報告書」という、乙9）の範囲内で認否を行う。

(2) (1)について

ア 人感センサーが発報したのが令和元年10月31日午前2時35分との主張は否認する。報告書でも人感センサーが発報したのは午前2時34分とされている（乙9、67頁）。

イ 次に、宿直の警備員が内規に反して1人で現場に向かったとの主張についても、当初1名が現場に出向いた事実は認めるが、内規に違反したと

の点は否認する。

現場に出向いた警備員は沖縄美ら島財団の職員ではなく、同財団から警備に関する委託を受けている警備会社の職員であり、その職員が1人で現場に出向くことが内規に違反していたとの記載は報告書にもない。なお、原告らが主張する内規について明らかにして頂きたい。

ウ 現場確認に出向いた警備員が消火活動に従事できなかったのは1人で出向いたからであるとの主張についても否認する。報告書によると、煙によって身の危険を感じたため屋内消火栓を使用することができなかったとの内容になっており（乙9、67頁）、現場に出向いた警備員の人数は問題となっていない。

エ 午後2時40分頃火災報知器が発報した後の対応に関する主張も不正確である。報告書によると、火災報知が発報したため、監視員1名が正殿に向かい内部を確認したところ中は煙が充満して外に吹き出している状態であり、さらに正殿の別の入口に向かったが引き戸の隙間から煙が吹き出している状態であったため、正殿に入って消火することは困難と判断し、放水銃などによる消火活動を行っていない（乙9、67頁）。

オ 原告らは、警備員らによる初期消火活動が失敗であったと主張しているが、報告書と異なる内容であるため否認する。

報告書では、警備員らの火災発見が遅かったわけでもなく、初期消火活動が行えなかったのも正殿内に煙が拡散して火元に近づけなかったのが原因であって、警備員らの活動が失敗であるとの内容にはなっていない（乙9、87頁）。

(3) (2)について

ア 消防隊が現場の混乱によって現場に駆けつけるのに相当な時間を要したとか、消火活動に必要な消火栓の確保や消防ホースの延伸に手間取るなどして早期に消火活動を開始できなかったとの主張も否認する。

イ 報告書によると、消防隊のうち首里第一小隊は午前2時48分頃中央監視室のある首里杜館に到着し情報収集を行っているが、その間に中央第一小隊の他4小隊が首里城公園周辺に到着し、西高度救助第一小隊は施錠されていた門を破壊して城郭内に進入し、他の小隊も車両進入止の施錠を破壊してそれぞれ持ち場に到着しており、混乱によって現場に駆けつけるのに相当の時間を要したという内容にはなっていない（乙9、75頁）。

ウ さらに、消火栓の確保やホースの延伸についても、城郭内（国営公園内）に公設消火栓が存在していなかったため、消防隊が城郭外から長距離にわたりホースを延長させる必要があったものであり（乙9、88頁）、沖縄美ら島財団や警備員らの対応に問題があったわけではない。

(4) (3)について

同項の主張も報告書と異なるため否認する。

報告書によると、出動したポンプ車等は33台で、消防隊員の出動人員は123人とされている（乙9、131頁）。

さらに、後述するとおり防火水槽からの放水など消火活動が十分行えなかったということもなく、同項の主張は報告書の内容と異なるものである。

(5) (4)について

鎮火が確認されたのが令和元年11月1日午後1時30分頃であることは認めるが（乙9、76頁）、首里城正殿の火災の延焼が拡大した原因が初期消火の失敗や消防隊による消火の遅延、延焼防止活動などの不全にあるとの主張は否認する。

報告書によると、初期消火の失敗もなく、消防隊による消火の遅延や延焼防止活動の不全で延焼が拡大したのではない。

火災が正殿内に急拡大した要因は、正殿の天井高が低く、天井仕上げが木材であるため出火後短時間で天井に着火して室内に燃える広がったものであ

り、その建築物としての特性にあるとされている（乙9、85頁）。

延焼拡大した要因についても、正殿の周囲の建築物の構造的な特性や建築物相互の距離、防火区画等の影響が大きいとしている（乙9、85頁）。具体的には、正殿の周辺にある北殿や南殿などは外壁や軒裏、小屋組等に木材が大量に使用されており、開口部が防火設備でない部分が多いことが延焼拡大の要因とされている。

このように、首里城正殿の建築物としての特性から火災が急速に拡大し、周辺の建築物の構造的な特性や建築物相互の距離、防火区画等の影響などから延焼が拡大していったものであって（乙9、85頁）、初期消火の失敗や、消防隊による消火の遅延や延焼防止活動の不全等ということはない。

(6) (5)について

火災の結果、6棟の建物が全焼し、2棟が部分焼となった点は認める。しかし、収蔵されていた工芸品などのほとんどが焼失したとの主張は否認する。正殿内の展示、収蔵物は焼失しているが（乙9、20頁）、火災前に公園施設内に所蔵されていた美術工芸品1510点のうち1119点は焼失を免れている。なお、そのほとんどは沖縄美ら島財団の所有物であり（乙9、51頁）、沖縄県の所有ではなかった。

4 4項について

(1) (1)について

ア 原告らは、那覇市消防局の調査報告書を証拠として提出していないため、ここでも再発防止検討委員会の再発防止策等報告書（乙9）の範囲で認否する。

イ 火災の原因が放火や人為的な失火の可能性がないという点は認める。

なお、イベントで使用する電気機器や配線などからの出火の可能性は否定されており、電気関係のうち分電盤横のコンセントやハブボックスへ

の配線通過部分、リフトなどについても出火の可能性は低く、後付けコンセントに接続されていた電気コードからLED照明などについても原因とは特定できないとされている（乙9、80頁）。

ウ 原告らは、火災当時に開催されていた首里城祭の照明器具や冷蔵庫などが設置され、これらのために準備された電気コードに大量の電流が流れたため発火した可能性は否定できないと主張しているが、上記のとおり警察や消防からの報告では出火の原因だけでなく、出火原因の可能性についても特定されていない。その意味で原告らの主張は否認する。

(2) (2)について

ア 原告らは、火災が拡大した原因や延焼した要因として、漆塗料など建築物固有の特性や立地や敷地、配置状況などをあげている。

しかし、建築物の漆塗料が要因となっているとの主張は否認する。報告書でも、漆塗り仕上げが火災を拡大させたとは言い切れず、建築物内外の漆塗り仕上げが火災にどの程度影響したか不明とされている（乙9、87頁）。

イ 原告らは、首里城公園は地形や城郭、門など消防活動に困難を伴う立地・敷地特性を有しており消防活動に影響したとも主張しているが、それらが主な要因ではない。上記のとおり、火災が正殿内に急拡大した要因は正殿の天井高が低く、さらに床、壁、天井なども木材で可燃物量が多いことに加え、防火区画がないことが主な原因であり、さらに延焼拡大した要因も正殿や周囲の建築物相互の距離が近く、これら周辺の建築物でも木材が大量に使用されており、開口部が防火設備でない部分が多いことなどとされている（乙9、85頁）。

ウ なお、一般論として、出火の早期発見や初期消火活動が重要であることは認めるが、そのことが「かねてから繰り返し強調されてきた」との主張は否認する。

(3) (3)について

ア 火災報知器が人感センサーより6分遅れで発報したため、警備員や監視員らによる初期消火活動が行われなかったとの主張は否認する。

人感センサーの発報により警備員1名が正殿に出向いているが、その時点で煙を吸い込んで身の危険を感じ屋内消火栓までたどり着けない状態に至っており、屋内消火栓を使用して消火活動ができる状態にはなかったものである(乙9、67頁)。

イ なお、報告書にも、熱感知器には空気管式と熱電対式があり、熱電対式がより感度がいいと記載がされているとの主張は否認する。そのような記載は報告書(乙9)にはない。

熱感知器は、正殿完成時(平成4年)に国が設置したものであるが、その設置は消防法の基準を充たしており、さらに空気管式の熱感知の採用は目立たないことを重視した文化財建築物における機器選定でよく見られる傾向であって、その選定は不合理な判断ではないとされている(乙9、86頁)。

ウ 原告らは、煙感知器が設置されていたが作動していないと主張している。

首里城正殿では、1階に熱感知器が設置され、2階に煙感知器が設置されていた(乙9、33頁ないし35頁)。

1階の熱感知器は先に作動しているが、2階の煙感知器が作動したか否かについては報告書に記載がなく不明である。

(4) (3)について

ア 首里城正殿にスプリンクラーが設置されていないことは認める。

しかし、消防法上スプリンクラーの設置は義務付けられていない。

さらに、首里城正殿は復元建築物であり、過去に失われた首里城正殿をより忠実に復元することに価値があるとともに、木造建築物としての構造から中に大量の水を収めることになるスプリンクラーの設置については耐

性の問題などもあり、これを設置しなかったことは必ずしも不合理ではないとされている（乙9、86頁）。

イ 原告らは、首里城正殿等に建築基準法や消防法の適用がないともしているが、上記のとおり正殿を含む全ての建築物に消防法の適用があり（乙9、61頁及び62頁）、いずれの建築物も消防設備等の面で消防法の基準を充たしている（乙9、33頁及び34頁）。なお、スプリンクラーについては、建物の用途や規模から設置が義務付けられておらず、首里城公園を整備した国がこれを設置していなかったに過ぎない（乙9、34頁）

さらに、建築基準法についても、首里城正殿などは過去に焼失した建築物を再現するものであり、建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものとして建築基準法の適用除外を受けて建築されたものであり、人の居住や宿泊が予定されていないから同法の適用がないわけではない（乙9、59頁）。

ウ 原告らは、首里城正殿において有形文化財などの美術工芸品が展示や収蔵、保管されていたとも主張している。しかし、国営沖縄記念公園の公園施設（首里城正殿等）管理要領第6条（乙4）によると、正殿は建物自体を展示物として位置づけ、室内の展示にあたっては琉球王朝の文化の粹を示す「精巧な復元模造品等を展示する場」とするとしており、重要な文化財そのものを展示・収蔵することを予定しておらず、原告らの主張は事実と反するものである。

なお、原告らは、沖縄美ら島財団が防火対策を講じるべきであったにもかかわらず、これを怠ったとして注意義務違反があると主張しているが、後述するとおり設備の設置や更新は国が行うことになっており沖縄美ら島財団が自ら防火対策用の設備を設置する立場になく（乙9、46頁ないし48頁）、原告らの主張には理由がない。

(5) (4)について

ア 出火当時監視員2名と警備員5名が宿直していた事実や、人感センサーが発報した際に警備員1名が首里城正殿に出向いた点は認める。しかし、これが内規に違反するとの主張については、上記のとおり内規の内容が不明であるため現時点では否認する。

イ 警備員が火災を確認した際、直ちに消火活動に携わらなかったのは1人で出向いたからであり2人であれば初期消火が可能であったとの主張も否認する。

上記のとおり、警備員1名が正殿に到着した時点で既に煙が充満し、煙を吸い込んで身の危険を感じ室内消火栓までたどり着けない状態に至っていたため、正殿内の消火栓で消火活動ができなかったものであり（乙9、67頁）、1人で出向いたことが原因ではない（乙9、87頁）。

(6) (5)について

ア 消防隊が現場に到着するまで相当時間を要したとか、火災場所を特定するのに手間取った等、屋外消火栓の確保に時間を要したとの主張は否認する。理由は既に主張したとおりである。

イ なお、原告らはイベント用の舞台装置が障害となり、放水による消防活動の妨げになったと主張し、報告書でもそのような内容になっている（乙9、87頁）。

しかし、その舞台装置が沖縄美ら島財団の企画するイベント用のものであったとの主張は否認する。事実と反する主張である。

火災当時、首里城公園では「首里城祭」が行われていたが（令和元年10月27日から11月3日までの予定）、これらは首里城祭実行委員会が主催し、首里振興会などが共催する催しであり、沖縄美ら島財団が企画したり実施したりしたイベントではない（乙16）。特に、舞台装置は組踊り300年記念イベントとして「組踊上演300周年記念事業実行委員会」が主催し11月2日及び3日に公演が予定されていたもので

あり、沖縄美ら島財団が企画や実施したイベントに関するものではない（乙9、65頁及び乙16）。

(7) (6)について

ア 消火用貯水槽の水量不足が原因で放水活動が頓挫したとの主張は否認する。原告の主張は、「防火水槽」や「消火水槽」の理解の点で不正確である。

「消火水槽」（ドレンチャーや放水銃、屋内外消火栓用）は、主に自衛消防隊が使用するもので、二階御殿の地下に100トンが確保されていた。

他方、「防火水槽」は公設消防隊の使用するもので、二階御殿の地下に65トン、木曳門脇に40トンが確保されていた（乙9、37頁）。

このうち、消防隊が使用する「防火水槽」の水量に不足は発生しておらず、放水など消火活動への支障は一切出ていない。

イ 自衛消防隊が使用する「消火水槽」については、放水銃2基を使用して約10分間放水したところで放水量が低下していた（乙9、77頁）。

しかし、放水銃やドレンチャー等は正殿外部の火災から正殿を守る目的で設置された設備であり、今回の首里城火災のように正殿内部から出火した場合、これら設備の使用の効果も極めて限定的であり、消火水槽の放水量が低下した問題は火災の拡大に大きな影響を与えたものではないとされている（乙9、86頁）。

これらの点からも、防火管理者による管理が不十分であったとの原告の主張には理由がない。

(8) (7)について

ア 同項の主張は否認する。

上記のとおり、警備員らによる消火活動の懈怠はなく、スプリンクラーを設置していないことも何ら問題とはならない。さらに、沖縄美ら島財

団の対応が消防隊による消火活動に支障を来したこともなく、沖縄美ら島財団による防火意識が欠如していたということもない。

イ なお、テレビドキュメンタリーで、消防隊員や警備員らと沖縄美ら島財団との間で意思疎通が取られていなかったとの放送がなされたとの点も否認する。報告書ではそのような指摘はなされていない。

ウ 沖縄美ら島財団から委託を受けた警備会社において、一時期防火管理者を選任していなかったとの事実は確認できていないが、仮にそのような事実があったとしても、それは沖縄美ら島財団が指定管理者に選定される前のことであり、指定管理者に選定された後（指定管理は平成31年2月からである）はそのような事実もない。

そのうえ、防火管理者の一部未選定が、首里城火災の発生や延焼などの原因となったわけでもなく、両者は全く別問題であって、いずれにしろ原告らの主張には理由がないものである。

5 5項について

(1) (1)について

ア 首里城正殿や6棟の木造建築物が世界文化遺産に登録されていない点、首里城正殿やその他の建造物が復元されたものである点は認める。

イ 首里城正殿内部に沖縄県が所有する重要な文化財等が収蔵されていたとの主張は否認する。上記のとおり、管理要領（乙4）では、首里城正殿を精巧な「復元模造品等」を展示する場としており、重要な文化財そのものの展示や収蔵を予定していない。

ウ 沖縄美ら島財団が防火管理について最善の注意を尽くす義務を負っているとの主張についても、同財団が管理について善管注意義務を負っていることは認めるが、それを超えて最善を尽くす義務を負っているとの趣旨の主張であれば否認する。

(2) (2)について

ア 同項で主張する注意義務の内容が不明瞭であるが、いずれにしろ同項の主張は否認する。

イ 既に主張しているとおり、自動火災報知設備に不備はなく、スプリンクラーの設置義務も沖縄美ら島財団にはないうえに、消防隊が利用する防火水槽に問題は無く、自衛消防隊が利用する消火水槽からの放水量が低下したことも火災の拡大に大きな影響を与えたものではないとされている。さらに、沖縄美ら島財団に防火意識の欠如などもなく、原告が主張するような注意義務違反はない。

(3) (3)について

ア 同項の主張も否認する。

イ 沖縄美ら島財団は沖縄県に対し、防火設備の整備を行う義務や責任を負っていない。

さらに、沖縄美ら島財団が指定管理者として莫大な収益を得ながら整備を行っていないとの主張も何ら根拠のないものである。

(4) (4)については否認ないしは争う。

6 6項について

(1) (1)について

ア 沖縄県が損害を被ったとの主張は否認する。

イ 詳細は後述するが、沖縄県は首里城公園管理者である国に対し、土地・施設使用料年額2億1660万円（税抜き）を支払うことになっていた（乙2、12条3項、乙3）。

指定管理者である沖縄美ら島財団は、沖縄県に対し、首里城地区内施設の管理運営に関する基本協定に基づき納付金を支払うことになっており（乙6、42条）、その額は2億3330万円（税抜きで2億1660

万円)とされていた。

このように、沖縄県は、国に支払う施設使用料と同額を沖縄美ら島財団に負担させていたものである。

ウ しかし、首里城火災によって国の施設である首里城正殿等の施設が利用できなくなった。そこで、沖縄県は国に対し、令和元年12月11日、使用料の減額を申し入れた(乙10)。国は沖縄県に対し、同月20日、「当面の間、首里城正殿等の使用料の全額を減額する」と回答し使用料全額を減額した(乙11)。その結果、沖縄県が国に支払う使用料は1億3605万0099円となった(乙12)。

そこで、沖縄県は沖縄美ら島財団に対し、同様に当面の間使用料を全額減額することとし(乙13及び乙14)、当該年度の納付金額を税込み2億3526万6000円から税込み1億3605万0099円に変更する旨合意した(乙15)。

このように、沖縄県は、国への使用料減額と同様に沖縄美ら島財団へも納付金額を減額する旨合意したものであり、沖縄美ら島財団が沖縄県に約1億3605万円しか支払っていないのはその合意に基づくものであって、その差額が支払われないことによって沖縄県が損害を被っているわけではない。

(2) (2)について

ア 首里城火災によって、公園内に所蔵されていた美術工芸品1510点のうち1119点が焼失を免れている点は認める。なお、焼失した工芸品等もあるが、そのほとんどが沖縄美ら島財団の所有物であり(乙9、51頁)、沖縄県の所有ではなかった。

イ 別紙美術工芸品目録記載の18点が焼損したとの主張も否認する。

いずれも首里城火災時には首里城公園内に収蔵されておらず、火災の影響を一切受けていない。

ちなみに、同目録1から7及び8から17はいずれも首里城火災時に沖縄県立博物館・美術館で保管されていたものであり、現在も同所で保管されている。

同目録18は首里城火災時に沖縄県立芸術大学で保管されており、現在も同所で保管されている。

同目録8は円覚寺にある池にかかる橋の欄干であり、首里城内の施設に収蔵されるようなものではなく、火災の影響を全く受けていない。

ウ このように、首里城火災によって沖縄県の所有する同目録記載の美術工芸品等が焼損し、沖縄県が損害を被ったとの主張は事実と反するものである。

7 7項について

(1) (1)について

最高裁判決の存在及び沖縄県監査委員の判断については認め、その余の主張については否認ないしは争う。理由はこれまで述べてきたとおりである。

(2) (2)について

同項の主張についても否認ないしは争う。理由はこれまで述べてきたとおりである。

8 8項については争う。

第3 被告の主張

1 沖縄美ら島財団の運営管理義務について

(1) 首里城公園の概要について

既に主張しているとおり、首里城公園は、国が設置者となっている城郭内の国営沖縄記念公園首里城地区と沖縄県が設置者となっている城郭外の県営

首里城公園から構成されている。

さらに、城郭内の国営公園も首里城正殿等の構築物があった有料区域とその周辺の無料区域に分かれている。

(2) 施設管理の状況

ア 城郭内有料区域

国が設置者となっている城郭内の有料区域については、平成31年1月31日まで、独立行政法人都市再生機構（UR）が国から管理許可を受けて管理し、さらに沖縄美ら島財団に対して営業契約により管理を委託していた。

その後、平成31年2月1日から、沖縄県が許可を得て管理運営を担うことになり、公募の結果、沖縄美ら島財団を指定管理者に選定された。

イ 城郭内無料区域

この区域の運営維持管理については、競争入札の結果、平成4年以降沖縄美ら島財団が受託して管理運営を行っている。

ウ 城郭外の県営公園区域

沖縄県が設置者となっているこの区域についても、管理委託制度や指定管理者制度によって、平成4年以降沖縄美ら島財団が管理している。

(3) 城郭内有料区域の运营管理について

ア 国と沖縄県は、平成30年3月30日及び同年4月27日に基本協定や実施協定を締結し、平成31年2月1日から沖縄県がこの区域の管理運営を担うことになった（乙1ないし乙3）。

実施協定書（乙2）によると、公園施設の管理の詳細な内容については沖縄県が管理要領を定めるものとし（7条2項）、さらに沖縄県は公募によって運営維持管理者を選定できるとされている（7条3項）。

また、公園施設の修繕については、大規模修繕や復元整備は国が行い、通常の管理に必要な軽微な修繕は沖縄県が行うとしている（10条）。

また、使用料について年額2億1660万円（税抜き）とした（乙3）。

イ 沖縄県が実施協定書に基づき定めた管理要領（乙4）によると、指定管理者に対して善良な管理運営を行わせ（4条）、さらに首里城正殿等の管理運営として①展示物の保全・展示、②行催事（沖縄県は行催事実施基準を定め指定管理者に対して実施させる）、③企画調査研究、④普及啓発、⑤売店営業等、⑥広報宣伝・誘客営業活動及び利用促進企画、⑦維持管理業務、⑧地域還元事業・公園関連事業を行わせるとされている（7条）。

ウ 沖縄県は、国との実施協定書（乙2）に基づき、公園の指定管理者を公募し（乙5）、沖縄美ら島財団が選定された。そこで、沖縄県と沖縄美ら島財団は、公園の運営管理に関し基本協定を締結している（乙6）。

その協定書によると、沖縄美ら島財団は善良な管理者の注意をもって管理物件を管理し（6条）、大規模修繕（一つの設備や機器等について一連で行うべき修繕費が100万円を超える修繕）を除く正殿等の維持管理のために必要な修繕や維持保全の点検（15条）を行うとされている（乙6、別紙1「用語の定義」参照）。

さらに、募集要項では協定書のほか「管理運営仕様書」（乙7）や「管理運営要求水準書」（乙8）に基づいて管理運営することとしており（乙5、3頁）、これらの仕様書や水準書でも沖縄美ら島財団が行う維持管理業務に設備の設置や大規模修繕（100万円を超える修繕）は含まれないものとされている。

(4) 沖縄美ら島財団の注意義務

ア このように、指定管理者である沖縄美ら島財団は、首里城公園施設に関し、善良な管理者の注意をもって運営管理する義務を負ってはいるが、原告らが主張するような最善を尽くすべき注意義務を負っているわけではない。

イ さらに、原告らは、沖縄美ら島財団が自動火災報知設備やスプリンクラーを設置すべきであり、それを設置したり整備したりしていない点で同財団に注意義務違反があると主張しているが、火災時の防火設備を設置したのは国であり、その設備の変更や修繕などは大規模修繕に含まれることから国が行うべきであって、沖縄県や沖縄美ら島財団が行うべきものではない。

そのため、自動火災報知設備やスプリンクラーを設置していないことは沖縄美ら島財団の注意義務違反は該当せず、その点で原告らの主張には理由がない。

2 首里城火災の要因や延焼拡大の要因について

- (1) 原告らは、火災が拡大した原因や延焼が拡大した原因について、自動火災報知器の不備や発見の遅れ、初期消火の不備などがあり、さらにイベント用舞台装置が放置されていたり消火水槽の水量不足などが消防活動の障害となり、さらに沖縄美ら島財団の防火意識が欠如していることなどをあげている。
- (2) しかし、既に主張しているとおり、火災が正殿内に急拡大した要因は正殿の天井高が低く、さらに床、壁、天井なども木材で可燃物量が多いことに加え、防火区画がないこととされており（乙9、85頁）、さらに延焼拡大した要因についても、正殿や周囲の建築物相互の距離が近く、これら周辺の建築物でも木材が大量に使用されており、開口部が防火設備でない部分が多いことなどが延焼拡大の主な要因とされている（乙9、85頁）。

そのうえで、警備員らの火災発見が遅かったわけではなく、警備員らが火災に気づいた時点では煙が正殿内に拡散して火元に近づけなかったものであり、既に初期消火活動が困難なほど火災が拡大していたものであって、警備員らの活動に問題はないとしている（乙9、87頁）。さらに、消火水槽による放水銃やドレンチャーの放水量が短時間で低下した問題も火災の拡大

に大きな影響を与えていないとしている。なお、報告書（乙9）では、イベント用装置が消防活動の障害の一つになったとはしているが、このイベントは沖縄美ら島財団が主催して行っているものではなく、沖縄美ら島財団の責任ということにはならない。

- (3) このように、火災が発生した要因や拡大した原因が施設管理の内容や方法にあるわけではなく、沖縄美ら島財団の施設の管理に問題がない以上、同財団が損害賠償責任を負うことはない。

以上